

候。雖然御外聞尤之御事候。彌様子承度候。左様候者、御歸陣茂程有間敷候。奉待候由可被申上候。猶追々可申候間、萬端期其節候。謹言。

六月二日

德山秀現
德五兵衛殿

利長 在判

(本文ゆきげき並勅使兩人とあるゆうげきは遊撃將軍徐一貫にして、謝用梓と共に勅使二人なり。)

六月朔日。前田利家、利光院に、明使謝用梓等の肥前名護屋に來著せることを報す。

【本願寺文書】 山城

二〇九四

此表爲御見舞使札、快然至候。殊一腰一疋御道服一つ。帷子貳つ。此内生絹一つ被懸御意候。遠路御懇志之段、別而本望存知候。向後彌御入魂可爲祝著候。隨而大明國御無事相調、至名護屋勅使令著岸候。然上ハ無程可被納御馬候。其節以面拜心事可申述候。尙德山かたより可申入候。恐々謹言。

加賀宰相

六月朔日

利光院

御返報

利家 在判

(明使謝用梓・徐一貫の肥前名護屋に來著せるは文祿二年五月十五日に在り。又利光院の何人なりやを知らず。)

九月十九日。前田利家、利長に、その弟利政の能登に封ぜられたることを告ぐ。

【前田家文書】

二〇九五

爲御意、能登國孫四郎ニ被仰付候。誠忝儀共候。然者同後、其方諸事有異見、與力同前ニ引廻シ肝要候。恐々謹言。

九月十九日

肥前殿

利家 在判

進之

(前田利政の又若たりしものが孫四郎となり、利長の孫四郎たりしが肥前守となりしこと、この文書に

至りて初めて見ゆ。

閏九月廿六日。長連龍、德田利兵衛に、鹿島郡内の地二百俵を扶持す。

【德田文書】

二〇九六

百貳拾三俵六升九合九勺高畠之内馬淵分、五拾三俵四斗五升五合五勺豊田之内、貳拾二俵四斗七升六合豊田之内熊野分、合二百俵令扶持候。可知行者也。

文祿二年

壬九月廿六日

長連龍 在判

德田利兵衛殿

閏九月廿六日。長連龍、石寺喜右衛門に、鹿島郡小田中三百俵の地を扶持す。

【三引文書】

二〇九七

以小田中領家方之内、參百俵扶持申候。可知行者也。

文祿貳

壬九月廿六日

長連龍 在判

石寺喜右衛門尉殿

文祿三年

甲午

紀元二二五四

二月三十日。前田安勝、前田利家の命により、能登一向宗寺院の諸税を免除す。

【妙嚴寺文書】

二〇九八

以上

珠洲郡

一筆申入候。仍能州道場、本富田治部左衛門申付候諸役、筑前守殿髓に被成御免候間、其通末々道場坊主申へ、其方具に可被申觸候。爲其如此候。仍如件。

文祿三 二月晦日

前田安勝
五郎兵衛 在印

妙嚴寺

參

三月廿五日。前田安勝、鹿島郡七尾町奉行に、檜物師二人を上洛せしむべきことを命す。

【七尾町傳書】

二〇九九

尙々いそぎのほせ可申候。以上。

一筆遣候。仍而賀州よりひ物や貳人、去年十月より京都に